

第8次一宮市総合計画策定支援業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、第8次一宮市総合計画策定支援業務（以下「業務」という。）を履行期間内に完了し、甲は、その業務委託料（以下「委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 甲は、仕様書に定める成果品（以下「成果品」という。）を完成させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この約款及び仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 乙は、業務を処理するにあたり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 7 この約款に定める催告、請求、報告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この約款、仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(業務計画書等の提出)

- 第2条 乙は、業務の実施にあたり、業務計画書を作成し、甲が必要と認める場合に限り、甲に提出しなければならない。
- 2 この約款の他の条項の規定により、業務計画書の内容が変更された場合において、甲は、必要があると認めたときは、乙に対して業務計画書の再提出を求めることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ

てはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、成果品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きにより、甲の承諾を得る場合は、再委託先、再委託の内容、再委託の理由、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項ただし書きにより、再委託の承諾を得た場合は、再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)にこの契約で定めた事項を遵守させるとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、再受託者の当該業務に関する行為について、甲に対して全ての責任を負う。
- 5 前各項の規定は、再々委託が行われる場合について準用する。

(業務の調査及び監査)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、業務の実施状況について調査し、必要な報告を求め、又は監査するとともに必要な指示をすることができる。この場合において、乙は、これに協力し、必要な情報を提供しなければならない。

(進捗状況報告)

第6条 乙は、甲が必要と認める場合には、業務の進捗状況について、報告しなければならない。

- 2 前項の報告の内容、回数及び期日は、甲乙協議して定める。

(事故等の報告)

第7条 乙は、業務を実施する上で、事故等の発生により、契約の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに甲に対して報告しなければならない。

(機器類の使用等)

第8条 甲は、業務を実施するために必要な機器類を乙に使用させることができる。

- 2 乙は、前項の機器類の使用に当たっては、善良な管理者としての注意義務をもって

取り扱わなければならない。

- 3 乙は、故意又は過失により機器類が滅失若しくはき損し、又はその使用が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務責任者)

第9条 乙は、業務を実施するために業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を業務着手前までに甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 前項の業務責任者は、甲との連絡調整、甲への報告及び乙の従事者の指揮監督を行うものとする。

(契約の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止することができる。

- 2 前項の場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定める。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、第7号から第12号までの場合は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 甲が行う調査又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- (4) 第3条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (5) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (6) 正当な理由なく、第19条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (7) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (8) 乙が成果品の引渡債務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。

(9) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(10) 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(12) 甲の責めに帰すべき事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた履行部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項各号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(不正行為等に係る解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができるものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

4 第11条第3項の規定は、第1項の規定による契約の解除の場合について準用する。

（妨害等に対する報告義務等）

第14条 乙は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約におい

て契約の相手方としない措置を講じることがある。

(損害賠償)

第15条 業務の実施に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の賠償額は、甲乙協議して定める。

(不正行為等に係る賠償)

第16条 乙は、第12条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、委託料の10分の2に相当する額の賠償金に委託料の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)で計算した額の利息を付して、甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条第2号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(乙の請求による履行期間の延長)

第17条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に、履行期間の延長を求めることができる。ただしその延長日数は、甲乙協議して定める。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長しなければならない。

(履行遅延の場合による損害金等)

第18条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく甲に申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲は、乙に損害を請求することができる。この場合損害金の額は、遅滞日数に応じ未履行部分相当額に対し、財務大臣が決定する率で算出した額とする。

- 3 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

(業務完了の報告)

第19条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して報告をしなければならない。

(検査及び引渡し)

第20条 甲は、前条の報告を受けたときは、当該報告を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合甲は、検査の結果を乙に通知しなければならない。

- 2 乙は、業務が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い修補しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 第1項の検査及び前項の修補に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、第1項(第2項の準用する場合を含む。)の検査に合格したときは、速やかに成果品の引渡しを行うものとする。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、成果品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 甲は、引き渡された成果品に関し、第 20 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 4 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 5 甲が第 3 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 8 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 6 甲は、第 3 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 7 前 4 項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。
- 8 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

（委託料の支払）

- 第 2 2 条 乙は、第 20 条の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から 30 日以内にこれを支払わなければならない。

（著作権等の譲渡等）

- 第 2 3 条 乙は、成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、第 20 条の規定に基づく成果品の引渡時に乙から甲に譲渡するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、成果品に関する著作権のうち、乙が従前から著作権を保有していた著作権については、乙に留保されるものとする。

（成果品等の開示）

- 第 2 4 条 乙は、次の各号に定めるものを第三者へ開示するときは、遅滞なく甲に申し

出なければならない。

(1) 甲が示した仕様書又は甲乙協議により作成した書面に基づき、乙が従前から有していたプログラム等のカスタマイズを実施した部分及び新規に作成したプログラム。

(2) 甲が示した仕様書又は甲乙協議により作成した書面に基づき、乙が甲のために作成したマニュアル等の資料等。

2 甲は、乙に対し前項の各号に定めるものについて、無償で使用し、第三者に再使用許諾することができる権利を許諾するものとする。

(資料等の管理)

第25条 甲は、乙に対し業務の実施上必要な資料及び電磁的記録媒体(以下「資料等」という。)を貸与又は開示等の提供をする。

2 乙は、資料等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に借用書を提出しなければならない。

3 乙は、資料等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務を完了したとき、又はこの契約を解除されたときは、資料等を直ちに甲に返還し、又は甲の指示に従い消去又は破棄しなければならない。

5 乙は、資料等を業務の実施上必要な範囲で複写、複製及び改変することができる。ただし、複写、複製及び改変された資料等についても前項の定めに従った措置を行う。

6 乙は、資料等を第三者に貸与又は開示等の提供をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

7 乙は、資料等の廃棄を行うときは、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第26条 乙は、業務の実施上知り得た情報を、甲の承諾なしに業務の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(運搬責任)

第27条 業務に係る貸与品、資料等及び成果品の運搬は、乙の責任で行うものとし、当該運搬に係る経費は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第28条 乙は、業務の実施上知り得た甲の情報（甲を通じて知り得た第三者の情報を含む。）を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、乙の従事者に対して、前項に規定する義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 前各項の規定は、契約の終了後又は解除後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第29条 乙は、業務の実施により知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（危険負担）

第30条 納入前に成果品に滅失又は損傷が生じた場合は、甲の責めに帰すべき場合を除き、その復旧に要する費用は、乙の負担とする。

（合意管轄）

第31条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（契約以外の事項）

第32条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を通じて知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、業務を実施するために必要な個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、一宮市情報セキュリティポリシー及び一宮市特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインその他関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理等)

第2条 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いについて、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、適切な管理体制を確立しなければならない。

3 乙は、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する施設において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

4 乙は、業務を着手する前までに、前2項の規定により講じた情報セキュリティ対策及び管理体制について、甲に報告しなければならない。情報セキュリティ対策及び管理体制を変更したときも、同様とする。

5 甲は、前項の報告が個人情報の適切な管理のために不十分であると認めるときは、乙に対し、その改善を求めることができる。

6 前各項の規定は、再委託が行われる場合について準用する。

(従事者の監督)

第3条 乙は、従事者に対し、業務の実施上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、業務に関する個人情報を取り扱う従事者に対し、秘密保持に関する誓約書

を提出させなければならない。

3 前各項の規定は、再委託が行われる場合について準用する。

(派遣労働者等)

第4条 乙は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(教育の実施)

第5条 乙は、従事者に対し、業務に関する個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他業務の適切な実施のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(施行場所)

第6条 乙は、業務を実施するにあたって甲から提供を受け、又は自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等(以下「個人情報資料等」という。)を取り扱う施行場所が定められていない場合は、当該施行場所を速やかに甲に通知しなければならない。施行場所を変更するときも同様とする。

(収集の制限)

第7条 乙は、業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 乙は、個人情報資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再受託者の監督等)

第9条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、再受託者にこの契

約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、再委託契約において、再受託者に対し個人情報資料等の管理方法について具体的に規定しなければならない。
- 3 前各項の規定は、再々委託が行われる場合について準用する。

(送信等の禁止)

第10条 乙は、個人情報資料等を送信、施行場所以外に持ち出し又は外部に送付してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(アクセス権限の制限)

- 第11条 乙は、個人情報の内容に応じて、個人情報にアクセスする権限を有する従事者をその利用目的を達成するために必要最小限度に限り、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 乙は、アクセス権限を有しない従事者に個人情報へアクセスさせてはならない。
 - 3 乙は、アクセス権限を有する従事者であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスさせてはならない。

(報告、資料の提出等)

第12条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報資料等の管理状況について説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(取扱記録の作成)

第13条 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、個人情報資料等の管理状況を記録し、甲が必要と認める場合に限り、甲に報告しなければならない。

(運搬等)

- 第14条 乙は、業務を実施するため、個人情報資料等を運搬、送信又は送付するときは、漏えい、滅失又はき損を防止するため、確実な方法により運搬、送信又は送付しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により講じる措置及び責任者等について、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(個人情報資料等の返還等)

第15条 乙は、業務を完了したとき、又はこの契約を解除されたときは、個人情報資料等を直ちに甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 乙は、個人情報資料等の消去又は廃棄に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 乙は、個人情報資料等を廃棄する場合は、当該資料等の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報資料等の返還、消去又は廃棄したときは、その日時、担当者等について、甲に報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第16条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) 業務を処理するために乙又は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責めに帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。